

令和2年度第1回和歌山県最低賃金専門部会

議事録

開催日時 開催場所	令和2年7月27日（月） 和歌山労働局6階会議室	午前11時00分から 午後0時10分まで	
出席状況	公益を代表する委員	出席3名	定数3名
	労働者を代表する委員	出席3名	定数3名
	使用者を代表する委員	出席3名	定数3名

○事務局（嶋本）

ただ今から、第1回和歌山県最低賃金専門部会を開催いたします。本日は第1回目の会議ですので、部会長が選出されるまで事務局で議事を進行いたします。

まず初めに、委員の紹介ですが、委員全員が審議会委員からの選出ですので、お手元の資料番号1の専門部会委員名簿とお席の名札を御参照いただくことで紹介とさせていただきます。

委員の出席状況と会議の成立状況について御報告いたします。委員9名中、全員御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令の定足数を満たしており、本部会が成立していることを御報告いたします。

次に、本会議は公開審議としており、7月16日付けで傍聴公示をして、傍聴希望は6名いただいておりますが、現在1名の方に傍聴いただいております。

それでは、専門部会の開会に先立ちまして、まずは審議事項を確認いたします。

専門部会で実質的に最低限、審議決定をする必要のある事項は、最低賃金額、当該最低賃金において算入しないことを定める賃金の範囲、効力発生日の3項目でございます。

結審しましたら、専門部会から審議会本審に対する報告書を作成していただきます。参考までに、資料6として昨年度の報告書をお配りしておりますので御参照ください。昨年度の報告の別紙1を見ていただきますと、改正決定で記載する項目のうち、1.適用する地域、2.適用する使用者、3.適用する労働者、これらについてはあらかじめ最低賃金法で定まったものです。

4番目が最重要事項で金額そのものです。最低賃金法第3条に基づき、時間額で定めます。

5番目の「この最低賃金において賃金に算入しないもの」につきましては精皆勤手当、通勤手当及び家族手当となっておりますが、これは中央審議会で示された考えに基づくもので、全国すべてこのとおりとなっておりますので、通常、具体的に審議していただく必要はないと思います。

6番目は効力発生日で、最低賃金法では公示から30日後が効力発生日となりますが、それ以降の具体的な日を定めることも可能です。具体的な日を定める必要がない場合は通常、「法定どおり」としていただきますが、日を指定する場合には具体

的な年月日を記載します。

その他、最低賃金は生活保護施策との整合性についても確認することとなっておりますので、別紙2として県最賃と生活保護との比較についての報告も付記されております。これについては中央最低賃金審議会の平成20年度目安答申で示された公益委員見解に基づく算出方法により記載しております。

これらの文面は専門部会の決定に基づいて事務局が案を作成して、委員の御了解を得て施行する流れとなっております。

そして、全会一致の結審の場合、第1回本審で議決したとおり、専門部会での決議が審議会での決議となりますので、併せて、審議会会長名による労働局長あての答申書も御了解を得て作成することとなります。

以上のような内容、流れになりますが、よろしいでしょうか。

それでは、専門部会の第1回目の会議に当たりまして、労働基準部長の片野から御挨拶を申し上げます。

#### 事務局（片野）

労働基準部長を拝命しております片野でございます。皆様、本日は大変御多忙の中お集まりいただきありがとうございます。本審に引き続きよろしくお願い致します。

先ほど開催されました本審におきまして、局長の池田からも話がありましたが、先週22日水曜日に中央最低賃金審議会での議論で結論がみられたというところがございます。中身を見ると大変厳しく、また、難しいものとなっているのかなと考えられるところがございますが、まずこの中央最低審議会での結論を踏まえながら、専門部会の委員の皆様におかれましては和歌山県の地域最低賃金に係る御審議いただければと思っております。

審議日程については、今後タイトに動いてまいりますけど、何とぞ円滑な審議に御協力をお願いいたしまして、簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。皆様よろしくお願い致します。

#### ○事務局（嶋本）

それでは議題に入ります。議題(1)の部会長及び部会長代理の選出ですが、最低賃金法第24条の規定では、公益を代表する委員のうちから委員が選挙することになっておりますが、当専門部会では従来から公益委員の互選により部会長及び部会長代理を選出していただいております。

今回もこの方法により選出していただくということで、よろしいでしょうか。御異議はございませんか。

<異議なし>

それではそのようにさせていただきたいと思います。

それでは公益委員で御協議いただきまして、選出をお願いしたいと思います。

○岡田委員

部会長に富山委員を、部会長代理に本田委員をお願いします。

○事務局（嶋本）

ありがとうございます。

公益委員の方で、御協議いただきまして、部会長に富山委員、部会長代理に本田委員を選出していただきました。

これ以降の議事の進行を富山部会長をお願いいたします。よろしくをお願いします。

○富山部会長

部会長を務めさせていただくことになりました富山です。よろしくをお願いいたします。

今年はコロナウイルスの感染拡大の問題で経済情勢、雇用情勢についてもだいぶ問題が生じていて、そして中央審議会の答申も目安については出ないということということで、意見の一致を見ないということ、地方の審議会におきましてもかなり金額を出すのは大変な状況にあると思いますけれど、労使双方の御意見を聞きながら充実した審議の中で決めていきたいと思っております。御協力よろしくをお願いいたします。

それでは議題に入っていきますが、その前に、事務局は本日の配付資料について説明をお願いします。

○事務局（嶋本）

お手元の資料について簡単に御説明いたします。

まず、資料番号1は、専門部会の委員名簿です。御確認ください。

資料番号2は、専門部会の運営規程です。

資料番号3は、本審でもお配りしております審議会の開催予定の案でございます。

資料番号4は、最低賃金と生活保護費との比較データです。後ほど改めて御説明します。

資料番号5は、昨年、令和元年6月実施の賃金実態調査の結果から、去年の改正前の803円の未満率と、改定後の830円の影響率について業種と規模ごとにまとめた一覧表です。昨年の改定によってどの業種が影響を受けたのか確認できる資料でございます。

資料6は先ほど御覧いただいたとおりです。

付け加えまして、先ほど本審の方でお配りしました資料で、資料番号8の「和歌山県最低賃金に関する実態調査」の結果報告について、金額審議の際にも参考とし

ていただく資料でございますので、簡単に御説明させていただきます。

最低賃金審議会の資料とするために全国同じ基準で調査を行っておりまして、対象は99人以下の製造業、情報通信業と29人以下の卸売・小売業、飲食サービス業、宿泊業、医療・福祉業、サービス業となっております。和歌山県では、6月1日現在の賃金の実態としまして、事業場の労働者5,296人分の回答を得て集計しております。

経済センサスの事業所情報では、調査対象の業種、規模の労働者が県内に約13万7千人おりますので、回答を得た5,296人分のデータを、業種、規模ごとに約13万7千人まで復元したものでございます。

主に参考としていただきたい部分は、6ページの各指数の状況表です。大きく上半分は一般とパート労働者をあわせたもの、下半分はパート労働者のみとなっております。

それぞれ業種毎に第一20分位数、第一10分位数、第一4分位数、中位数を示しております。

資料の冒頭に定義は記載しておりますが、第一20分位数とは労働者の賃金を低い者から順に並べ、20等分して、低い方から1/20の順位に当たる数値です。

ページ下半分、パート労働者では、情報通信業を除く業種の第一20分位数に最低賃金ぎりぎりの830円が見られます。

次に7ページの賃金分布のグラフですが令和元年の赤の棒と令和2年の青の棒グラフを並べて表示しております。

令和2年においても、一部830円未満の労働者が認められます。上下のグラフとも、830円、850円、900円台のところにそれぞれ一定のピークが見られます。

総括表を簡略化したのが9ページの表で、現行の最賃から1円上がるごとに影響率がどのように上がっていくかを表したものです。

切りの良い、835円、840円、850円などに該当労働者が多いので、そこを超えるごとに影響率が少し上がることがお分かりいただけると思います。

以上、簡単でございますが資料の説明とさせていただきます。

#### ○富山部会長

配布資料についての御質問等がございましたら、この後の資料に関連する議題の中でお聞きしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは議題(2)の専門部会運営規程の確認を致します。運営規定の概要を事務局から説明申し上げます。

#### ○事務局（嶋本）

資料2を御覧いただけたらと思います。専門部会の運営規程でございますが、全体的に本審の運営規程とかなり重複した部分もございまして、概要に絞って御説明いたします。

第2条、会議の招集ですが、部会長が必要と認めた時と局長又は3人以上の委員からの請求があった時、となっております。

第3条、委員の欠席ですが、委員が出席できない場合は適当な方法で部会長に通知しなければならないとなっております。

第4条、会議における発言ですが、部会長は議長として議事を整理し、発言しようとする時は部会長の許可を受けるものとするとなっております。

第5条、会議の公開ですが、原則公開ですが、率直な意見交換等が損なわれるおそれがある場合には非公開とすることができるとなっております。

また、第5条の第2項として「部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。」となっております。

第6条、議事録及び議事要旨ですが、本審と同様に議事録を作成し、署名委員の方に署名をしていただきます。議事録を公開することによって、率直な意見交換等が損なわれるおそれがある場合には、議事要旨を作成して公開することとなります。

第7条、報告ですが、「部会長は専門部会の議決について本審会長に報告するものとする。」となっております。

以上、運営規程の概要を説明いたしました。この運営規程の会議の公開と議事録に関連いたしまして、昨年度は、専門部会は原則公開として、金額審議の部分は率直な意見交換、意思決定の中立性が損なわれるということで非公開としたところがございます。傍聴の申込みがあった場合は冒頭に入ってください、金額審議の部分にさしかかった時点で、途中退席していただくこととしておりました。

今年度の専門部会の対応について、御検討いただけますでしょうか。

#### ○富山部会長

事務局から運営規程の説明と、会議の公開について提案がありましたが、昨年度は専門部会を原則公開として、金額審議の部分を非公開としていたとの説明であります。本年度もこの方式を踏襲することを提案したいと思います。何か御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

<意見等なし>

異議等なければ今年度も昨年度同様、金額審議部分を非公開とすることといたします。

次に、議題(3)の議事録署名委員の指名を行います。

これは、運営規程第6条によるものですが、公益側は部会長が担当いたしますが、部会長以外の議事録署名委員を決めるものです。労使それぞれ1名を推薦いただき、指名したいと思います。まず、労働者側はどうでしょうか。

〈濱地委員推薦の声〉

それでは濱地委員お願いいたします。  
次に使用者側どうでしょうか。

〈児玉委員推薦の声〉

児玉委員にお願いします。  
それでは、労働者側は濱地委員、そして使用者側は児玉委員が推薦されましたので、指名することにします。よろしくお願いします。

つづきまして議題（４）の専門部会の日程について、今後の審議の進め方について、協議したいと思います。審議日程案を事務局から説明をお願いします。

○事務局（嶋本）

資料番号３に今後の日程の案をお示ししております。本審でも示しておりますけれど、改めて確認申し上げます。

昨年度も当面、第５回までの専門部会の日程を決めさせていただいておりますので、本案でも第５回までの専門部会の日程を示しております。

もし第５回までに全会一致で結審した場合は、本審でお決めいただいたとおり、専門部会の決議が本審の決議となりますので、以降の専門部会と本審は中止になります。

もし第５回までの専門部会で全会一致とならなかった場合は、まだ十分審議が尽くされていないという場合には６日以降に審議を継続することとなりますが、一定の審議を尽くしても意見の一致をみるのが難しいと判断される場合は、審議会令第６条６項で準用する第５条３項の規定に基づき、過半数による採決により結審することも可能です。

採決による結審の場合は、その後に本審を改めて開いていただきまして、そこで採決いただくこととなります。

本審でも申し上げましたとおり、１０月１日発効のリミットにつきましては８月５日ということになります。できるだけ早期の発効に努めるという点と、審議を重ねる中での歩み寄りによる全会一致を目指すという方向性にきましては何とぞ御理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

○富山部会長

第２回以降の日程について、事務局案どおりでよろしいですか。

第５回までやって意見が一致しない場合は、その時点で採決するかどうかの判断

をしたいと思いますが、御意見ありますでしょうか。

〈異議なし〉

次に、生活保護との整合性について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（嶋本）

資料番号4を御覧ください。

厚生労働本省から示された方式に基づき当室で計算した、生活保護と最低賃金の比較計算の資料でございます。算出方法につきましては、中央最低賃金審議会の平成20年度目安答申で示された公益委員見解に基づく算出方法となっております。

生活保護は公表されている最新の平成30年度のデータを使っております。

比較するのは若年単身者ということで、生活保護では今年度につきましては18歳から19歳の単身者のデータを使用します。

まず、食費や被服費に充てるものとしての第1類費、水道光熱費や家具什器費などに充てるものとしての第2類費を、県内地域による3つの等級ごとに人口加重平均して月額68,600円程度と算出します。

次に、冬期の暖房費等に充てるものとしての冬期加算を1月平均額に換算して1,075円程度と算出します。次に、年末におきまして増加する食費等を補填するための期末一時扶助費を県内の該当級地で人口加重平均して月平均980円程度と算出します。以上を併せた生活扶助費を、月額7万円程度と算出します。

次に、住宅扶助費をその実績から1世帯あたりの月額として2万2千円程度と算出します。(2)の方になります。以上、生活扶助費と住宅扶助費を合わせて92,762円と算出します。

これに対して、最低賃金ですが、平成30年度の和歌山県最低賃金である803円を週40時間労働したと仮定して月額を計算した額に、可処分額を算出するための係数、今年度は0.818をかけて114,161円と算出します。

従いまして、最低賃金額が生活保護を上回るという結果となるということになっております

先ほどの本審の資料の別綴りとしてお配りしていますが、目安小委員会の資料の番号2にも、全国の資料がグラフとして添付されておりますので、こちらも後ほど御参照いただけたらと思います。

以上でございます。

○富山部会長

ただ今の事務局から説明がありましたが、何か御意見や御質問等ございますでしょうか。

## <質問等なし>

では、最後の議題であります。今年度の金額審議に向けての基本的な考え方、目標等について労使から何か発言していただければと思いますが、いかがでしょうか。

まず労働者側委員の方いかがでしょうか。

濱地委員をお願いします。

### ○濱地委員

目標といいますか、具体的な金額というのは持ち合わせていないのですが、先ほどの審議会で申し上げましたとおり、この危機的な状況を考慮してしっかりと乗り切っていかなければならないと考えていますし、その上でも連合の立場として基本的には地域間格差の是正、また、可及的速やかに1,000円に持っていくのだという方向性は持っているところでございますので、そういった諸々のことも視野に入れながら今後しっかりと議論をしてまいりたいと思いますし、こういったコロナ禍の中でも最前線でがんばってきた労働者の実態とか、今の最低賃金の和歌山の水準はどういうものなのか、消費増税によって困っている労働者、コロナ発生によってマスクとか消毒費とか細かい話になりますけど、そういったものの補償分で収入が減っているとか、労働時間短縮によってダブルワークをしないといけないような実態になっているとか、そういった状況感、実態感というものをしっかりと報告してまいりたいと思いますし、事務局の方にはそういったデータもお願いすることもあろうかと思っておりますので、その節はよろしくをお願いします。

### ○富山部会長

ありがとうございました。

それでは使側の方、どうでしょうか。では、児玉委員をお願いします。

### ○児玉委員

ただいま労側の濱地委員から「実態を」というお話がありました。

そのとおりでありまして、我々経営者側、使用者側の実態についてもできるだけお伝えをさせていただいて、その中で、先ほど申し上げましたが、企業の存続、維持ということが一番大事であろう。その中で最低賃金の考え方なんですけれども、原理原則のところを書いておりましたが、通常の実業の賃金支払い能力を企業が担保できるかどうかというところに重点、重きをおいてこれから審議を尽くしていきたい。お話にもあったとおり、今年は大変な、危機的な状況ですけれども、いくなれば議論を尽くした中で将来に向かって企業側も労働者の皆さんもそれぞれ生活が維持できるように、まずは雇用の維持ができるようにというふうな考え方で議論していきたいなど、こういうふう考えております。



○富山部会長

ありがとうございました。

労働者側からは地域間格差の是正、あるいは、1,000円を目標にしたいけれど実態を踏まえながら検討していきたいというお話がありました。

使用者側としましては雇用維持、今、コロナの中でかなり厳しい状況にあるけれども、その実態を伝えながら労使ともに協力して、生活できるような賃金というものを考えていきたいというお話であったと思います。

これらを踏まえて公益委員の方からは意見はございませんでしょうか。

本田委員お願いいたします。

○本田委員

意見というより質問なんですが、たぶん、実態を調べる中で教えていただきたいのは、今年になってから廃業とか倒産とかが去年と比べて増えたのかどうか、その辺を知りたいのと、いま、給付金等々かなり申し込まれている企業が多いかと思うのですが、どのくらいの件数が和歌山で出されているのか、さらには、3千万円の無利息3年据え置きという借入、そういったものを実施しているというか、申し込みがあって実際に融資を実行したのが何社ぐらいあるのか、そういうことを踏まえて、実態を教えていただきたい。

労側に対しては、解雇とか、実際去年に比べて、今年特にコロナがあって7月に至るまで、その辺の人数がかなり増えたのかどうか、そういうところを教えていただきたい。

以上です。

○富山部会長

ただいま本田委員の方からもお話がありましたように、企業側についても倒産件数であるとか、3千万円の融資の件であるとか、労働側に対しては解雇とか賃金減少とかについて実態を教えてもらいたいということで、次回7月30日ですがそれまでにある程度その辺の実態について明らかにしていただきたいと思います。

〈濱地委員発言希望〉

はい、濱地委員

○濱地委員

解雇の実態は労働局の方がよくわかっているのかと思うのですが、連合和歌山に加入している組合員さんの解雇というのは今のところ報告はあがっていません。

○富山部会長

その辺はどうなのでしょう。事務局の方として。

○事務局（片野）

今現在は詳しくわかりませんので、次回の専門部会までに提供できるものをお示しします。

○富山部会長

では、労使双方からの実態を明らかにした上で議論を進めたいと思います、

〈児玉委員が発言希望〉

○児玉委員

御質問に関連して、雇用調整助成金については労働局さんの方で把握いただいていると思いますので相談の件数も含めてお願いします。あとお問い合わせの廃業・倒産等につきましては民間の調査によりますと、和歌山の方ではコロナの影響による倒産はゼロとのことですが、ただ、廃業につながっているところについては、少しあるようですが、全体とすれば大きな動きにはなっていないという認識です。雇用のことも廃業倒産のことも今後、政府が掲げている雇用維持ということの施策が相当に効果が出ていると認識しておりますが、その効果が切れるタイミング、また、コロナの第2波、第3波が来た時に耐えられるのかということについては全く予断を許さない状況ですね。

○富山部会長

和歌山では民間の調査でも倒産とか事業廃止とかあまり出ていない。具体的な数字は次回出してもらえるでしょうか。

○児玉委員

我々のところで全部調査しているわけではございませんので、民間の調査ではありますが、ある資料については御提案したいと思います。

○富山部会長

ただ、今後についてはということですね、今の時点ではなくて将来的にコロナが治まるかどうかも含めて、将来的なことでの意見をこの後の審議の中で明らかにしていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

労働局の方としても揃えられる資料をよろしくお願いします。

それでは、それぞれの意見を十分尊重して、今後有意義な審議を行っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

その他の議題として何かありますか。御質問、御意見等ございませんか。

事務局よろしいですか。

他にないようであれば本日の予定していた議事は以上ですので、本日の会議はこれで終了したいと思います。

次回の専門部会は、先程の打合せどおり、7月30日、10時からこの場所で開催しますので、よろしくお願いします。今回は、本日の審議経過を踏まえて各側から、具体的な金額を提示していただき、その上で審議をしたいと思いますので、御準備をよろしくお願いします。

また、本田委員から話がありました資料を準備をお願いします。